

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、令和6年度亀岡市一般会計補正予算（第3号）を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和6年11月29日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第6号

専決処分書

令和6年度亀岡市一般会計補正予算（第3号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年10月9日

亀岡市長 桂川孝裕

令和 6 年 度

亀岡市一般会計補正予算（第 3 号）

令和6年度亀岡市一般会計補正予算（第3号）

令和6年度亀岡市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,003,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月9日専決

亀岡市長 桂川孝裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 府支出金		千円 3,303,326	千円 44,000	千円 3,347,326
	3 府委託金	165,373	44,000	209,373
歳入合計		44,959,900	44,000	45,003,900

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 9, 7 8 4, 3 1 5	千円 4 4, 0 0 0	千円 9, 8 2 8, 3 1 5
	4 選挙費	1, 4 7 4	4 4, 0 0 0	4 5, 4 7 4
歳 出 合 計		4 4, 9 5 9, 9 0 0	4 4, 0 0 0	4 5, 0 0 3, 9 0 0